

# 說 明 資 料

# 目 次

## 1 県職員給与関係資料

令和3年職員給与等実態調査の概要	1
第1表 給料表別平均給与額 (職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数) …	3
第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成	7
第3表 給料表別、級別、号給別人員分布	9
その1 行政職給料表	9
その2 研究職給料表	11
その3 医療職給料表(1)	13
その4 医療職給料表(2)	15
その5 医療職給料表(3)	17
その6 福祉職給料表	20
その7 大学教育職給料表	23
その8 高等学校等教育職給料表	25
その9 中学校小学校教育職給料表	28
その10 公安職給料表	31
第4表 給料表別、年齢別人員分布	35
第5表 扶養親族数別職員数	37
第6表 管理職手当の支給状況	37
第7表 住居手当の支給状況	38
第8表 通勤手当等の状況	39
その1 通勤手当の支給状況	39
その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び 平均通勤手当月額	40
その3 交通用具の使用距離別職員数	41
第9表 職員数の推移	43
第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	44
第11表 年齢階層別人員構成比(全職員) (令和3年と平成23年との比較)	45

2	民間給与関係資料	
	令和3年職種別民間給与実態調査の概要	46
	第12表 産業別、企業規模別調査事業所数	47
	第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	48
	第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	49
	その1 給与比較の対象職種	49
	その2 給与比較の対象外職種	57
	その3 再雇用者	59
	第15表 民間における初任給の改定状況	60
	第16表 民間における家族手当の支給状況	61
	その1 家族手当の支給状況	61
	その2 扶養家族の構成別支給月額	61
	第17表 民間における在宅勤務手当の支給状況	62
	その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況	62
	その2 在宅勤務手当の支給の検討状況	62
	第18表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	63
	第19表 民間における定年制の状況	64
	第20表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における 一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	64
	第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、 60歳で給与を減額している事業所における 60歳を超える従業員の年間給与水準	64
3	生計費関係資料	
	令和3年4月の標準生計費算定方法	65
	第22表 静岡市及び浜松市における 費目別、世帯人員別標準生計費	66
	第23表 家計指標の推移	67
4	労働経済関係資料	
	第24表 労働経済指標	69
5	本県職員の給与水準関係資料	
	第25表 ラスパイレス指数の全国順位	71
	第26表 平均給与月額による全国順位	71
	第27表 平均給与月額の状況	71
6	人事院勧告の概要	73

# 1 県職員給与関係資料

## 令和3年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

### (1) 調査の目的

この調査は、一般職に属する職員（市町村立学校職員給与負担法に規定する職員を含み、単純な労務に雇用される職員、企業職員及び静岡がんセンター事業職員を除く。）の給与等の実態を把握し、給与行政の基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査時期

令和3年4月1日

### (3) 調査対象

次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、令和3年4月1日に在職する者とする。ただし、分限休職中の者、育児休業の承認を受けて休業中の者、育児短時間勤務職員、教育公務員特例法第26条第1項に規定する大学院修学休業中の者、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律による派遣職員、外国の地方公共団体の機関等に派遣中の者、自己啓発等休業中の者、配偶者同行休業中の者及び地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可の有効期間中の者（計1,262人）、再任用職員（1,044人）並びに臨時的任用職員（1,174人）を除く。

ア 職員の給与に関する条例（昭和28年静岡県条例第31号）

イ 静岡県教職員の給与に関する条例（昭和31年静岡県条例第52号）

ウ 静岡県地方警察職員の給与に関する条例（昭和32年静岡県条例第40号）

エ 静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）

オ 静岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成13年静岡県条例第33号）

カ 静岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年静岡県条例第20号）

キ 静岡県職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年静岡県条例第85号）

ク 静岡県教育委員会の一般職の任期付職員の採用に関する条例（令和元年静岡県条例第3号）

(4) 調査事項

ア 職員の年齢、学歴、経験年数等に関する事項

所属、年齢、性別、学歴、経験年数、扶養親族数、適用給料表及び級号給、住居手当の支給区分、通勤手当の支給区分等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、扶養手当、地域手当、管理職手当、初任給調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務（へき地）手当、特地勤務（へき地）手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当

給与は、令和3年4月のものである。ただし、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、農林漁業普及指導手当は、令和3年4月分として支給された額である。

(5) 調査方法

県知事直轄組織デジタル戦略局電子県庁課に依頼して、給与マスターファイルから資料を作成した。

(6) その他

再任用職員について、第10表のとおり人員数の調査を行った。

また、次に掲げる条例の適用を受ける常勤職員で、令和3年4月1日に在職する者について、第1表及び第9表のとおり調査を行った。

ア 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年静岡県条例第37号）

イ 静岡県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年静岡県条例第25号）

ウ 静岡県立静岡がんセンター事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成14年静岡県条例第47号）

第1表 給料表別平均給与額（職員数、平均年齢、平均経験年数、平均扶養親族数）

区分 給料表	職員数	年齢	経験年数	扶養親族数	給料月額	給料の 調整額	教職 調整額
	人	歳	年	人	円	円	円
行政職	6,363 (6,405)	42.3 (42.2)	20.2 (20.2)	0.8 (0.8)	337,172 (337,563)	343 (120)	
研究職	343 (341)	42.9 (42.7)	19.9 (19.8)	0.9 (0.9)	391,927 (391,550)		
医療職(1)	23 (23)	45.4 (44.8)	21.0 (20.3)	0.6 (0.6)	470,372 (466,244)		
医療職(2)	301 (286)	39.8 (39.7)	16.6 (16.7)	0.6 (0.7)	335,919 (336,969)	2,131 (2,037)	
医療職(3)	111 (112)	40.3 (40.7)	17.6 (18.1)	0.1 (0.2)	331,467 (336,031)	956 (464)	
福祉職	109 (105)	39.1 (38.5)	16.4 (15.9)	0.8 (0.9)	325,146 (323,890)	40,150 (39,599)	
大学教育職	45 (42)	55.3 (54.3)	32.9 (32.0)	1.2 (1.1)	459,689 (457,234)		
高等学校等 教育職	6,601 (6,594)	43.1 (43.2)	20.3 (20.4)	0.8 (0.8)	368,584 (369,395)	4,018 (3,752)	13,318 (13,360)
中学校小学校 教育職	9,385 (9,554)	41.7 (42.0)	19.0 (19.3)	0.7 (0.7)	355,076 (356,181)	1,066 (990)	12,397 (12,434)
公安職	6,173 (6,167)	38.2 (38.1)	17.4 (17.3)	1.3 (1.3)	332,697 (331,376)	47 (41)	
全職	29,454 (29,629)	41.4 (41.5)	19.2 (19.3)	0.9 (0.9)	349,829 (350,194)	1,498 (1,351)	6,935 (6,983)

(注) 1 ( )内は、前年の調査結果である。

2 区分欄の※印の欄には、その欄に掲げた手当以外に次の手当が含まれている。特勤手当（へ勤務手当、農林漁業普及指導手当、産業教育手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特

## (令和3年職員給与等実態調査)

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	3年4月 2年4月	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 ※	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
8,786 (9,104)	13,617 (13,642)	8,659 (8,450)	7,035 (6,798)	375,612 (375,677)	100.0	66,711 (63,321)	442,323 (438,998)
10,397 (10,664)	15,151 (15,141)	7,180 (6,979)	10,633 (10,417)	435,288 (434,751)	100.1	47,697 (44,483)	482,985 (479,234)
6,478 (6,761)	86,403 (85,673)	63,170 (62,452)	15,465 (15,426)	641,888 (636,556)	100.8	222,899 (238,825)	864,787 (875,381)
7,266 (7,629)	12,910 (13,131)	3,610 (3,799)	8,228 (8,250)	370,064 (371,815)	99.5	54,193 (47,056)	424,257 (418,871)
1,653 (1,750)	13,006 (13,170)	2,668 (3,263)	4,065 (3,434)	353,815 (358,112)	98.8	105,340 (91,883)	459,155 (449,995)
8,472 (9,886)	13,829 (13,815)		11,887 (11,130)	399,484 (398,320)	100.3	89,083 (80,995)	488,567 (479,315)
11,256 (10,964)	17,960 (17,897)	14,484 (15,519)	9,387 (8,969)	512,776 (510,583)	100.4	29,208 (28,818)	541,984 (539,401)
9,111 (9,361)	14,746 (14,775)	3,399 (3,345)	7,718 (7,547)	420,894 (421,535)	99.8	27,773 (22,794)	448,667 (444,328)
7,778 (7,873)	14,127 (14,169)	5,522 (5,506)	5,793 (5,588)	401,759 (402,741)	99.8	16,118 (13,643)	417,877 (416,383)
13,404 (13,257)	13,318 (13,270)	2,409 (2,411)	6,805 (6,730)	368,680 (367,085)	100.4	89,970 (85,700)	458,650 (452,785)
9,483 (9,608)	14,042 (14,059)	5,099 (5,048)	6,815 (6,628)	393,701 (393,871)	100.0	46,682 (42,825)	440,383 (436,696)

き地）手当に準ずる手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別手当

給料表別平均給与額（前ページからの続き）

（参 考）

区 分 給料表		職 員 数	年 齢	経 験 年 数	扶 養 親 族 数	給 料 月 額	給 料 の 調 整 額	教 職 調 整 額
		人	歳	年	人	円	円	円
技能労務職		106 (119)	47.4 (48.1)	29.2 (29.8)	0.8 (0.9)	320,336 (327,287)	2,739 (2,532)	
企 業 職		120 (121)	46.5 (46.3)	24.4 (24.3)	1.0 (1.3)	363,206 (364,866)		
静岡がんセンター	事 業 職	69 (71)	40.1 (40.4)	16.9 (17.2)	0.8 (0.8)	320,164 (321,091)		
	研 究 職	5 (6)	45.8 (47.2)	21.8 (23.3)	2.0 (2.2)	446,196 (449,606)		
	医 療 職 (1)	160 (148)	46.4 (46.6)	22.7 (22.9)	1.7 (1.6)	517,557 (521,234)		
	医 療 職 (2)	175 (161)	38.3 (38.0)	15.8 (15.6)	0.8 (0.8)	322,827 (322,095)		
	医 療 職 (3)	643 (638)	37.0 (36.3)	14.5 (13.7)	0.4 (0.4)	312,417 (307,564)	9,877 (9,849)	
	任 期 付 企 業 研 究 員	7 (7)	63.6 (64.1)			473,643 (464,909)		
全 職		1,285 (1,271)	40.4 (40.2)	17.9 (17.7)	0.7 (0.7)	346,588 (343,880)	5,169 (5,181)	

扶養手当	地域手当	管理職 手 当	住居手当	小 計	<u>3年4月</u> <u>2年4月</u>	初任給調整手 当、通勤手当、 単身赴任手当、 特殊勤務手当、 特地勤務（へき 地）手当外 ※	合 計
円	円	円	円	円	%	円	円
9,269 (9,996)	12,868 (13,082)		4,401 (3,229)	349,613 (356,126)	98.2	27,986 (25,953)	377,599 (382,079)
11,583 (14,066)	14,172 (14,323)	8,260 (8,192)	4,419 (3,746)	401,640 (405,193)	99.1	73,748 (61,264)	475,388 (466,457)
8,268 (8,662)	12,885 (12,361)	5,422 (4,332)	7,796 (6,513)	354,535 (352,959)	100.4	97,956 (98,590)	452,491 (451,549)
20,200 (23,583)	17,256 (17,508)			483,652 (490,697)	98.6	103,622 (84,046)	587,274 (574,743)
17,784 (17,771)	86,746 (87,421)	6,825 (7,378)	7,084 (6,645)	635,996 (640,449)	99.3	711,937 (689,960)	1,347,933 (1,330,409)
8,391 (8,404)	12,309 (12,287)	1,477 (1,605)	5,898 (6,022)	350,902 (350,413)	100.1	70,942 (73,427)	421,844 (423,840)
4,417 (4,264)	12,119 (11,933)	834 (841)	7,863 (8,375)	347,527 (342,826)	101.4	77,559 (73,643)	425,086 (416,469)
	17,524 (17,201)			491,167 (482,110)	101.9	39,609 (38,769)	530,776 (520,879)
7,936 (8,144)	21,781 (21,182)	2,531 (2,506)	6,814 (6,764)	390,819 (387,657)	100.8	152,191 (140,989)	543,010 (528,646)

第2表 給料表別、学歴別、性別人員構成

区分 給料表	職員数	構成比	学歴別			
			大学卒		短大卒	
	人	%	人	%	人	%
行政職	6,363 (6,405)	21.6 (21.6)	4,882 (4,890)	76.7 (76.4)	145 (156)	2.3 (2.4)
研究職	343 (341)	1.2 (1.2)	336 (333)	98.0 (97.7)	1 (2)	0.3 (0.5)
医療職(1)	23 (23)	0.1 (0.1)	23 (23)	100.0 (100.0)		
医療職(2)	301 (286)	1.0 (1.0)	283 (274)	94.0 (95.8)	18 (12)	6.0 (4.2)
医療職(3)	111 (112)	0.4 (0.4)	108 (109)	97.3 (97.3)	3 (3)	2.7 (2.7)
福祉職	109 (105)	0.4 (0.3)	102 (98)	93.6 (93.3)	2 (2)	1.8 (1.9)
大学教育職	45 (42)	0.1 (0.1)	43 (40)	95.6 (95.2)	2 (2)	4.4 (4.8)
高等学校等 教育職	6,601 (6,594)	22.4 (22.3)	6,326 (6,311)	95.8 (95.7)	218 (223)	3.3 (3.4)
中学校小学校 教育職	9,385 (9,554)	31.9 (32.2)	9,085 (9,225)	96.8 (96.6)	300 (329)	3.2 (3.4)
公安職	6,173 (6,167)	20.9 (20.8)	2,794 (2,767)	45.3 (44.9)	39 (39)	0.6 (0.6)
計	29,454 (29,629)	100.0 (100.0)	23,982 (24,070)	81.4 (81.2)	728 (768)	2.5 (2.6)

(注) ( ) 内は、前年の調査結果である。

## (令和3年職員給与等実態調査)

人 員 構 成				性 別 人 員 構 成			
高 校 卒		中 学 卒		男		女	
人	%	人	%	人	%	人	%
1,310	20.6	26	0.4	4,219	66.3	2,144	33.7
(1,328)	(20.7)	(31)	(0.5)	(4,291)	(67.0)	(2,114)	(33.0)
6	1.7			274	79.9	69	20.1
(6)	(1.8)			(272)	(79.8)	(69)	(20.2)
				16	69.6	7	30.4
				(16)	(69.6)	(7)	(30.4)
				144	47.8	157	52.2
				(137)	(47.9)	(149)	(52.1)
				7	6.3	104	93.7
				(4)	(3.6)	(108)	(96.4)
5	4.6			55	50.5	54	49.5
(5)	(4.8)			(53)	(50.5)	(52)	(49.5)
				41	91.1	4	8.9
				(39)	(92.9)	(3)	(7.1)
56	0.9	1	0.0	3,705	56.1	2,896	43.9
(59)	(0.9)	(1)	(0.0)	(3,761)	(57.0)	(2,833)	(43.0)
				4,675	49.8	4,710	50.2
				(4,782)	(50.1)	(4,772)	(49.9)
3,340	54.1			5,583	90.4	590	9.6
(3,361)	(54.5)			(5,599)	(90.8)	(568)	(9.2)
4,717	16.0	27	0.1	18,719	63.6	10,735	36.4
(4,759)	(16.1)	(32)	(0.1)	(18,954)	(64.0)	(10,675)	(36.0)

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

その1 行政職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2			1					1		5
3			1							4
4		1	1							1
5			3							
6			4			1				
7		1	3							
8		24	10							
9	12	6	9	1						
10		12	26	1					2	
11		3	10						4	
12	5	162	29	1					2	
13		13	9						10	
14		7	79	1					8	
15	1	7	5	1					9	
16	4	156	22	2					3	
17	1	10	7						2	
18	4	20	26	3					1	
19		8	6	2					1	
20	4	47	28	4				2	1	
21	2	9	6	3						
22	4	119	78	9					1	
23		13	12	6				2		
24	7	31	32	10				2		
25	4	7	12	4				7		
26	2	73	61	23				11		
27	1	6	20	6				15		
28	8	3	34	14				9		
29	112	7	5	7			1	10		
30	3	1	63	24			1	7		
31	3	5	17	6			31	7		
32	132	1	32	16			35	2		
33	10	4	9	10		1	10	2		
34	9	3	59	20			21	4		
35	2	2	17	8			40	1		
36	152	2	25	35			13			
37	18	3	10	31			21	2		
38	11	2	49	26			11	1		
39	2		17	21		1	7			
40	11	1	18	23		2	16			
41		2	6	26			5			
42	3	1	19	16						
43	3		3	14			8			
44	9		12	38	1					
45	1	2	2	24	1		6			
46	4	1	8	22		1				
47	5		2	19	2	3	1			
48	1		3	54	4	1	1			
49		1	2	32	3		2			
50			6	21	1	20				
51	1		4	19	8	41	1			
52			2	59	4	16				
53		1	4	33	6	55				
54				53	10	46				
55			1	50	6	52	1			
56			4	30	4	32	1			
57		1	1	28	7	24	1			
58			2	36	11	32				
59				28	12	32				
60			3	19	10	27				
61		1	4	27	17	22				
62		1	1	37	15	17				
63		2		46	16	25				
64		1	2	22	18	16				

## (令和3年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
65			4	27	21	23				
66			7	26	13	15				
67			2	41	22	20				
68			1	20	37	21				
69		1	2	19	29	12				
70			1	35	29	18				
71			3	40	28	15				
72				24	36	9				
73			2	21	37	7				
74				22	13	13				
75			2	31	20	8				
76				15	29	7				
77			1	15	31	7				
78			2	20	20	3				
79			1	34	30	1				
80				11	18	6				
81			1	14	25	4				
82			1	9	23	11				
83			1	18	28	13				
84			5	20	16	13				
85			2	3	15	169				
86			3		6	19				
87				12	12					
88				8	13					
89				8	22					
90			2	3	20					
91			2	8	16					
92			6	5	16					
93			3	10	56					
94				5	63					
95			3	13	24					
96			2	6	13					
97			3	4	51					
98				3	19					
99				5	14					
100				5	20					
101			1	35	32					
102			1							
103			2							
104										
105										
106										
107										
108			2							
109			2							
110										
111										
112			1							
113			17							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計	551 ( 8.7)	784 ( 12.3)	1,035 ( 16.3)	1,672 ( 26.3)	1,086 ( 17.1)	862 ( 13.5)	234 ( 3.7)	85 ( 1.3)	44 ( 0.7)	10 ( 0.1)
									総計	6,363 ( 100.0)

その2 研究職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1			1	1		
2						
3						
4			2			
5		3	2			
6						
7						
8		3	5			
9			2			
10			1			
11			1			
12		3	3			
13		1	2			
14		1	1			
15						
16		2	4	1		
17		2		1		
18			2			
19			1			
20		8	2			
21			1			
22			1			
23			2			
24		9	6			
25			3			
26			1			
27				1		
28		4	6	1		
29			2		2	
30			5		2	
31				1	9	
32		5	4	2	4	
33		1	3		2	
34			2	1	2	
35			3	7	2	
36		6	1	3		
37		1	1	1		
38				2	2	
39			1	3	4	
40				2		
41			2			
42						
43				2		
44			1	2		
45				1		
46				5		
47				5		
48					1	
49				1		
50				3		
51				3		
52				3		
53				3		
54				2		
55						
56						
57				1		
58		1		2		
59				1		
60						
61		1		1		
62				2		
63				2	2	
64				4	1	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
65				1		
66				1	1	
67						
68				3		
69				5	1	
70				3		
71				2	1	
72				1		
73				96		
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81						
82						
83						
84						
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		51 ( 14.9)	74 ( 21.6)	184 ( 53.6)	34 ( 9.9)	
					総計	343 ( 100.0)

その3 医療職給料表(1)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
1	人	人	人	人	人
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9	1				
10					
11		1			
12	4				
13					
14					
15					
16				1	
17			1		
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26		2			
27		1			
28				1	
29					
30					
31					
32					
33					
34		1			
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42				1	
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60				1	
61					
62					
63					
64					

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
65					
66					
67					
68				2	
69				6	
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	5 ( 21.7)	5 ( 21.7)	1 ( 4.4)	12 ( 52.2)	
				総計	23 ( 100.0)

その4 医療職給料表(2)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	人	人	人	人	人	人	人
1							
2							
3							
4			1	1			
5		3					
6							
7				2			
8		3		6			
9		1	2	2			
10			1				
11							
12		2	4	4			
13			2		1		
14					1	1	
15		1		1			
16		1	7	3	2		
17		10			1	2	
18						2	
19				4	3	3	
20		10		3	1	2	
21					1	1	
22		1				4	
23		1		2		2	
24		8		5	4	3	
25		2			3	1	
26		2				2	
27		2			2	1	2
28				8	2		2
29			1	3	2	3	1
30				3	1	2	
31				3	2	2	3
32		1		4	1		
33			1		2	6	2
34				1	1	1	1
35							4
36				2	2		5
37						1	2
38					1		
39						2	2
40						1	1
41						3	
42						4	3
43						1	2
44				1		3	1
45						1	1
46						1	
47						2	
48						2	1
49			1				
50						1	
51						1	
52						1	
53			1	1		2	
54						2	
55						1	
56				1			
57						1	2
58						1	
59						3	
60						3	
61						2	2
62				1		3	
63							
64						2	
65						2	
66					1		
67							
68						2	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
69						2	
70						1	
71						2	
72						1	
73						7	
74							
75							
76							
77				1			
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計		48 ( 15.9)	21 ( 7.0)	62 ( 20.6)	34 ( 11.3)	99 ( 32.9)	37 ( 12.3)
						総計	301 ( 100.0)

その5 医療職給料表(3)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	人	人	人	人	人	人	人
2							
3							
4							
5							
6				1			
7							
8							
9							
10			2	1			
11							
12							
13			1				
14			3				
15		6					
16							
17							
18		4	3		1		
19							
20							
21				1			
22		4		1			
23		2					
24							
25					1		
26		2		5			
27							
28							
29							
30		6		1			
31							
32							
33							
34		4		3			
35		1					
36							
37							
38				1			
39							
40					1		
41							
42							
43							
44							1
45						2	
46						2	
47							
48							
49					1	1	
50						1	
51					1		
52					2		
53							
54					1		
55						1	
56							
57							
58							
59							
60							
61					1		
62					2		
63					1		
64							
65							
66					1		
67							
68					1		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
69							
70							
71							
72					1		
73					1		
74							
75							
76							
77						1	
78							
79							
80							
81							
82					2		
83					2		
84					2		
85							
86							
87							
88							
89							
90					1		
91							
92					3		
93							
94							
95							
96							
97					24		
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		29 ( 26.1)	9 ( 8.1)	14 ( 12.6)	50 ( 45.1)	8 ( 7.2)	1 ( 0.9)
						総計	111 ( 100.0)

その6 福祉職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16		4				
17						
18						
19						
20		2				
21						
22						
23		1				
24		3				
25	2					
26						
27						
28	4	7				
29						
30						
31		1				
32	4					
33	2					
34						
35	1	1				
36						
37		2				
38						
39				1		
40		1	1			
41				2		
42			1	1		
43			1	1		
44		2		1		
45						
46			3	1		
47						
48				2		
49		1	1	1		
50				2		
51						
52		1				
53				1		
54				2	1	
55		2		2		
56		1		2		
57					1	
58				1		
59				3		
60		1				
61						
62					1	
63		1		1	1	
64				1		
65		1		1		
66				3		
67						
68				1		

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
69						
70						
71						
72						
73				1		
74				1		
75						
76				1		
77						
78				1		
79				1		
80				2		
81					1	
82				1		
83				3		
84				2		
85		1				
86				1		
87				2		
88						
89						
90						
91				1		
92						
93						
94				1		
95				1		
96						
97				2		
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	13 ( 11.9)	33 ( 30.3)	7 ( 6.4)	51 ( 46.8)	5 ( 4.6)	
					総計	109 ( 100.0)

その7 大学教育職給料表

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				1
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				1
30				1
31				
32				
33				
34				1
35				14
36				
37				2
38				
39				
40		1		
41		1		
42				
43				
44		2		
45		1		
46		1		
47				
48				
49				
50	1			
51				
52				
53				
54			1	
55		1		
56				
57			1	
58		1		
59				
60		1		
61				
62				
63				
64				
65				
66			1	
67				
68				

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
69				
70			1	
71				
72			1	
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85			1	
86				
87				
88			1	
89				
90				
91				
92				
93			1	
94				
95				
96				
97			2	
98				
99				
100				
101				
102				
103				
104				
105				
106				
107				
108				
109				
110				
111				
112				
113		4		
114				
115				
116				
117				
118				
119				
120				
121				
122				
123				
124				
125				
126				
127				
128				
129				
特				1
計	1 ( 2.2)	13 ( 28.9)	10 ( 22.2)	21 ( 46.7)
			総計	45 ( 100.0)

その8 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5	1	79		
6		1		
7		1		
8	1	68		
9		24		
10		8		
11		6		
12	3	79		
13		23		
14		16		
15		5		
16		32		
17		35		
18	3	74		
19	1	9		1
20	2	32		2
21	1	34		1
22	1	93		
23		8		
24	1	38		
25		29		1
26		103		1
27		7		2
28	3	34		4
29		22		7
30	3	94		4
31	3	11		5
32	3	31		5
33		52		5
34	4	76		8
35	1	16		13
36	3	34		4
37	3	21		3
38		75		3
39	1	15		8
40	2	23		9
41	1	24		10
42	3	20		3
43		5		4
44		78		1
45		23		3
46	2	36		
47		20		
48	3	8		
49	1	21		1
50	2	67		
51		14		1
52	1	42		
53	1	23		1
54	1	71		
55	1	10		
56		21		
57	2	34	4	
58	1	60	14	
59		5	30	
60		10	10	
61		13	16	
62	3	8	10	
63	1	13	1	
64	1	26		
65		37	12	
66	3	53	9	
67	5	23	8	
68	2	33	16	

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
69	3	45	4	
70	1	55	6	
71		22	9	
72		33	17	
73	1	37	11	
74		18	14	
75		7	14	
76	1	5	4	
77	1	8	13	
78		10	4	
79		9	9	
80	2	46	4	
81	2	27	8	
82	4	29	5	
83	2	41	3	
84		61	2	
85	3	17	1	
86		45		
87	1	52		
88		57		
89		30		
90	1	36		
91	2	41		
92	2	58		
93	2	33		
94		41		
95	1	40		
96	1	47		
97		36		
98	2	43		
99	1	47		
100		61		
101		33		
102		39		
103		37		
104	1	62		
105		33		
106		46		
107		29		
108	1	53		
109	1	35		
110		42		
111		37		
112		62		
113		44		
114		34		
115		52		
116	1	17		
117		65		
118		36		
119		52		
120		30		
121	1	52		
122		30		
123		61		
124		51		
125		60		
126		31		
127	2	37		
128		34		
129		57		
130		28		
131		34		
132		42		
133		41		
134		23		
135		62		
136		61		

職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
137		60		
138		74		
139	1	94		
140		94		
141	1	129		
142		142		
143		161		
144		206		
145	1	106		
146		87		
147		103		
148		31		
149	1	42		
150				
151				
152				
153				
154	1			
155				
156				
157				
計	119 ( 1.8)	6,114 ( 92.6)	258 ( 3.9)	110 ( 1.7)
			総計	6,601 ( 100.0)

その9 中学校小学校教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		1			
8					
9					
10					
11		1			
12					
13					
14					
15					
16		1			
17		187			
18		1			
19		3			1
20		159			
21		34			6
22		19			24
23		12			30
24		195			34
25		30			51
26		18			31
27		11			15
28		82			14
29		56			19
30		139			16
31		16			24
32		65			34
33		39			20
34		177			28
35		13			24
36		60			21
37		35			5
38		186			16
39		12			12
40		39			6
41		31			2
42		225			1
43		13			
44		73			2
45		43			2
46		187			3
47		15			5
48		35			5
49		35			8
50		154			4
51		16			2
52		34			2
53		29			2
54		32			
55		5			
56		156		1	
57		28			
58		51			
59		36			
60		18			
61		19			
62		146			
63		19	1		
64		56			
65		46			
66		127			
67		19			
68		40		1	

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
69		45	2	2	
70		122		1	
71		7		3	
72		10		5	
73		9	3	5	
74		18	1	67	
75		13		15	
76		47	2	10	
77		41	2	37	
78		116	2	8	
79		27	4	7	
80		48	3	13	
81		52	1	13	
82		112	5	14	
83		27	3	68	
84		38	3	13	
85		44	4	6	
86		21	2	5	
87		12	5	44	
88		9	5	4	
89		12	4	3	
90		10	7	31	
91		13	3	2	
92		13	2	3	
93		94	1	29	
94		35	2	2	
95		45	4	5	
96		42	7	10	
97		80	4	6	
98		29	2	8	
99		40	1	12	
100		47	1	15	
101		93	3	5	
102		30	1	2	
103		55		7	
104		49	1	3	
105		74	1	1	
106		38	1		
107		49			
108		51	1		
109		60	7		
110		27			
111		9			
112		6			
113		8			
114		3			
115		34			
116		49			
117		67			
118		23			
119		43			
120		46			
121		48			
122		31			
123		41			
124		34			
125		42			
126		34			
127		40			
128		42			
129		39			
130		33			
131		27			
132		38			
133		24			
134		49			
135		41			
136		39			

職務の級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
137		34			
138		55			
139		24			
140		46			
141		42			
142		51			
143		32			
144		38			
145		31			
146		53			
147		38			
148		38			
149		39			
150		63			
151		44			
152		54			
153		76			
154		80			
155		97			
156		144			
157		126			
158		169			
159		213			
160		225			
161		192			
162		124			
163		102			
164		61			
165		65			
計		8,329 ( 88.7)	101 ( 1.1)	486 ( 5.2)	469 ( 5.0)
				総計	9,385 ( 100.0)

その10 公安職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2										
3										
4								1		
5										
6										
7										
8										
9	79									
10										
11			1					1		
12	61	63	1							
13	4	1								
14	2	14	2							
15	5	7	1							
16	68	40	2			2				
17	4	103	1							
18	10	30	4	1	1					
19	2	9				1				
20	1	99	2	2						
21	5	9	1	1		1				
22		29	3	2	2					
23		15	1	1		2				
24	1	87	8	4		2				
25	1	6	2	2	3					
26		36	11	3		3				
27		20	3	2	1	2				
28	1	60	24	2	6	2				
29	3	14	4		3	1				
30		34	14	3	6				1	4
31	1	16	8	3	4	2	1		4	2
32		80	13	8	6	3			2	1
33	1	7	7	1	2	1			15	5
34		41	30	19	11	4			5	1
35		20	5	4	13					
36	1	57	21	16	9	4				
37	1	13	6	6	10	1				
38		38	17	19	11		3		1	2
39		12	5	7	11	2			2	2
40	1	52	22	38	15	2	1			
41		7	8	11	15	1				
42		37	26	21	10	1				
43		13	13	16	13	2			1	
44	1	45	41	46	27	4	1	1		
45		12	3	17	18	1	1			
46		29	27	25	17		2			
47		22	9	12	11	3	2	21		
48		43	39	25	18	2	2	6		
49	1	22	7	22	15	3	7	4	2	
50		33	33	39	28	2	2	2		
51		16	11	18	24	1	3	1		
52		45	34	28	32	2	3	1		
53		15	9	23	16	1	9	1		
54		36	26	39	15	4	8	1		
55		16	11	23	16	2	14	3		
56		28	25	30	22	1	8	4		
57		10	5	29	25	1	7			
58		26	22	41	19	5	4	1		
59		16	8	27	10	6	7	1		
60		25	29	31	15	5	7			
61		10	9	35	13	2	12	3		
62		19	17	32	24	5	1			
63		13	6	36	13	2	8	1		
64		23	23	20	15	4	6			
65		10	11	26	13		10	8		
66		20	22	25	11	4	2			
67		19	12	23	20	1	6			
68		14	20	16	18	5	1			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
69		6	11	19	15	3	3			
70		13	5	19	19	3	3			
71			6	23	17	1	7			
72		5	7	22	21	1	2			
73		3	6	15	11	1	5			
74		3	5	11	12	1	2			
75		2	4	15	18	4	1			
76		3	5	14	14	3	2			
77			7	15	12	2	2			
78		2	3	20	15	2				
79			4	16	11	2	3			
80		3	6	19	13		1			
81			5	14	9	1	3			
82		1		17	13	2				
83			4	11	11	1	2			
84		1	4	13	9	2	3			
85			5	10	15		81			
86			4	12	8	2				
87			3	11	10	1				
88			3	10	7	1				
89			3	4	8	14				
90			3	13	15	5				
91			2	12	8	2				
92			2	11	12	4				
93			2	7	9	74				
94			1	4	15					
95			2	9	14					
96			1	5	13					
97			1	4	14					
98			1	11	17					
99			3	5	16					
100			1	10	19					
101				9	245					
102			1	13						
103			1	5						
104				4						
105				3						
106				4						
107				6						
108				6						
109			1	3						
110				4						
111				3						
112				10						
113				4						
114				11						
115				6						
116				9						
117				9						
118				5						
119				2						
120				5						
121				7						
122				6						
123				5						
124			1	8						
125				100						
126										
127										
128										
129										
130										
131										
132										
133										
134										
135										
136										

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
137										
138										
139										
140										
141			1							
計	254 ( 4.1)	1,678 ( 27.2)	849 ( 13.8)	1,528 ( 24.7)	1,272 ( 20.6)	237 ( 3.8)	258 ( 4.2)	61 ( 1.0)	36 ( 0.6)	
									総計	6,173 ( 100.0)



第4表 給料表別、年齢別人員分布

給料表 年齢	行政職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)
	人	人	人	人	人
17歳以下					
18歳	9				
19	7				
20	6				
21	10				
22	119	2		3	5
23	149	4		4	5
24	173	4		6	4
25	183	11	2	10	5
26	199	10	1	12	6
27	185	5	2	10	6
28	181	9		12	4
29	184	11		11	4
30	145	12		9	
31	139	7	1	7	1
32	141	6		4	5
33	133	9	3	11	2
34	129	14		11	3
35	110	8		10	3
36	99	11		6	1
37	110	8	2	14	
38	84	4		8	
39	104	7		13	
40	118	8		12	
41	150	11		8	3
42	148	8		10	2
43	122	8		5	
44	150	2		4	2
45	138	10		9	4
46	187	5		5	3
47	194	9	1	10	1
48	211	10	1	13	3
49	212	11		5	4
50	199	12		7	1
51	235	10		6	1
52	218	14		7	5
53	224	16		7	3
54	205	12		4	5
55	242	7		5	2
56	201	9	1	6	4
57	202	13		5	6
58	210	14	1	6	5
59	196	12	3	6	3
60			1		
61	1		1		
62			1		
63					
64			1		
65			1		
66~69	1				
70歳以上					
計	6,363	343	23	301	111

## (令和3年職員給与等実態調査)

福 祉 職	大学教育職	高等学校等 教 育 職	中学校小学校 教 育 職	公 安 職	計
	人	人	人	人	人
		1		73	83
		4	1	68	75
		4	1	78	89
2		75	169	178	553
3		95	211	150	621
7		128	266	154	742
4		158	284	146	803
3		178	317	159	885
2		184	300	152	846
8		175	282	157	828
1		158	292	171	832
1		156	256	198	777
3	1	140	251	177	727
1		167	257	198	779
2		164	238	208	770
5		128	227	204	721
3		119	230	199	682
2		146	244	208	717
1	2	135	218	207	697
3	1	159	212	194	665
5	1	144	190	192	656
3		157	195	193	686
3	3	140	198	196	712
2	1	165	169	188	693
4		157	173	176	645
5	1	175	156	162	657
4	1	173	167	146	652
2		197	192	136	727
3		205	213	128	764
5	1	231	211	153	839
5		190	196	120	743
4		159	205	94	681
1	1	167	245	101	767
2		187	304	92	829
3	1	184	305	96	839
1	4	208	291	86	816
1		263	314	107	941
2	1	253	348	129	954
1	1	246	336	112	922
1	4	255	340	90	926
1	3	258	343	114	939
		7	11		19
	3	1	7		13
	4		3		8
	5	1	3		9
	2	1	2		6
		1	2		4
	3	2	8		14
	1		2		3
109	45	6,601	9,385	6,173	29,454

第5表 扶養親族数別職員数

(令和3年職員給与等実態調査)

任命権者 扶養親族数	知事	教委	警察	計	うち扶養親族たる 配偶者を有する者
					人
1人	826	2,160	955	3,941	1,498
2人	891	2,327	1,217	4,435	1,681
3人	508	1,312	1,084	2,904	2,044
4人	108	342	357	807	727
5人	10	42	41	93	84
6人以上	2	2	5	9	9
計	2,345	6,185	3,659	12,189	6,043

(注) 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっている者である。

第6表 管理職手当の支給状況

(令和3年職員給与等実態調査)

区分	機関等	本庁	出先機関	受給者
1種	部長	部長	機関の長	54人
2種	局長	局長	機関の長	124人
3種	課長	課長	機関の長	343人
4種	課の参事	課の参事	機関の長、次長、参事	509人
5種			校長	301人
6種			校長、教頭	462人
7種			教頭	416人
8種			学校の部主事	89人
計				2,298人
受給者1人当たりの平均手当月額				円 65,351

第7表 住居手当の支給状況

(令和3年職員給与等実態調査)

区分	任命権者			
	知事	教委	警察	計
受給者	人 1,418	人 4,104	人 1,611	人 7,133
手当月額 13,000 円以下の受給者	5	6	2	13
13,100 円以上 30,000 円未満の受給者	484	1,928	626	3,038
30,000 円の受給者	929	2,170	983	4,082
借家・借間に係る受給者 1人当たり平均手当月額	円 28,443	円 27,859	円 28,489	円 28,117

配偶者等の居住 する借家・借間	受給者	人 8	人 0	人 4	人 12
	平均手当月額	円 15,000	円 -	円 13,500	円 14,500

第8表 通勤手当等の状況

その1 通勤手当の支給状況

(令和3年職員給与等実態調査)

区分	任命権者			
	知事	教委	警察	計
受給者	人 4,668	人 15,563	人 5,821	人 26,052
交通機関等のみ 利用者	2,387	572	826	3,785
交通用具のみ使用者	1,542	14,543	4,508	20,593
交通機関等・ 交通用具 併用者	739	448	487	1,674
非受給者	669	1,658	1,075	3,402
計	5,337	17,221	6,896	29,454
受給者1人当たりの 平均手当月額	円 23,614	円 10,154	円 14,739	円 13,590

その2 通勤手当受給区分別人員分布、平均所要額及び平均通勤手当月額

受給区分		全額受給者	支給限度額 超過者	計
利用方法				
交通機関等 利用者	利用人員	3,622 人	163 人	3,785 人
	カバー率	95.7 %		
	平均運賃額	23,787 円	83,356 円	26,352 円
	平均手当月額	23,787 円	75,000 円	25,992 円
	充当率	100.0 %	90.0 %	98.6 %
交通用具 使用者	利用人員	20,593 人	0 人	20,593 人
	カバー率	100.0 %		
	平均所要額	8,802 円	— 円	8,802 円
	平均手当月額	8,802 円	— 円	8,802 円
	充当率	100.0 %	— %	100.0 %
交通機関等 と交通用具 との併用者	利用人員	1,453 人	221 人	1,674 人
	カバー率	86.8 %		
	平均所要額	39,725 円	87,199 円	45,993 円
	平均手当月額	39,725 円	75,527 円	44,452 円
	充当率	100.0 %	86.6 %	96.6 %
計	利用人員	25,668 人	384 人	26,052 人
	カバー率	98.5 %		
	平均所要額	12,667 円	85,568 円	13,742 円
	平均手当月額	12,667 円	75,304 円	13,590 円
	充当率	100.0 %	88.0 %	98.9 %

(注) 1 受給区分欄の全額受給者とは、1か月当たりの運賃額又は交通用具使用分相当額（駐車場所要額を除く。以下同じ。）が75,000円までのもので、その全てを通勤手当として受給している者であり、支給限度額超過者とは、1か月当たりの運賃額又は交通用具使用分相当額が75,000円の手当額を超える者である。

ただし、交通機関等と交通用具との併用者において、全額受給者とは、当該運賃額及び交通用具使用分相当額の合計額が75,000円の手当額までのもので、支給限度額超過者は、当該運賃額及び交通用具使用分相当額の合計額が75,000円の手当額を超える者である。

- 2 カバー率とは、利用方法ごとの全人員のうち、全額受給される人員の割合を百分率で表したものである。
- 3 充当率とは、1か月の通勤に支給される平均通勤手当額（平均手当月額）を1か月の通勤に支払っている平均運賃額又は平均所要額で除して、百分率で表したものである。
- 4 交通機関等と交通用具との併用者欄及び計欄の平均所要額とは、運賃額と交通用具使用分相当額の合計の平均額である。

その3 交通用具の使用距離別職員数

距離	使用区分		自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計	平均使用 距 離
	自 転 車					
			人	人	人	km
2km 以上	3km 未満	607	123	1,287	2,017	2.0
3 "	5 "	461	303	3,208	3,972	3.5
5 "	10 "	163	377	6,228	6,768	6.8
10 "	15 "	25	141	3,432	3,598	11.7
15 "	20 "	1	70	1,881	1,952	16.8
20 "	30 "	3	74	2,103	2,180	24.0
30 "	40 "		14	973	987	33.7
40 "	50 "		3	364	367	43.9
50 "	60 "			191	191	54.0
	60km 以上のもの		2	233	235	70.8
	計	1,260	1,107	19,900	22,267	12.0

(注) 交通用具の使用区分は、他の交通用具との併用を含み、その場合は自動四輪車、自動二輪車等、

(内訳)

交 通 用 具 の み 使 用				交 通 機 関 と 併 用			
自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計	自 転 車	自 動 二 輪 車 等	自 動 四 輪 車	計
人	人	人	人	人	人	人	人
379	75	1,159	1,613	228	48	128	404
362	218	3,023	3,603	99	85	185	369
137	321	6,050	6,508	26	56	178	260
24	129	3,391	3,544	1	12	41	54
1	70	1,871	1,942			10	10
3	74	2,078	2,155			25	25
	14	904	918			69	69
	3	202	205			162	162
		66	66			125	125
	2	37	39			196	196
906	906	18,781	20,593	354	201	1,119	1,674

自転車の優先順位で計上している。

第9表 職員数の推移

(令和3年職員給与等実態調査)

区 分	令和3年4月 (A)	平成23年4月 (B)	(A) - (B)	(A) / (B)
	人	人	人	%
知 事 部 局	5,382	5,468	△ 86	98.4
うち行政職給料表関係 (技能労務職員を含む。)	4,478	4,580	△ 102	97.8
うち医療職給料表関係	409	426	△ 17	96.0
教 育 委 員 会	17,279	24,081	△ 6,802	71.8
うち高等学校等教育職 給 料 表 関 係	6,578	6,279	299	104.8
うち中学校小学校教育職 給 料 表 関 係	9,385	16,010	△ 6,625	58.6
警 察 本 部	6,899	6,761	138	102.0
うち公安職給料表関係	6,173	5,996	177	103.0
企 業 局	120	120	0	100.0
が ん セ ン タ ー 局	1,059	813	246	130.3
計	30,739	37,243	△ 6,504	82.5

(注) 1 「知事部局」の区分は、県議会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、  
収用委員会及び海区漁業調整委員会の事務部局を含む。

2 職員数には、各区分のとおり技能労務職員並びに企業局及びがんセンター局の職員を含む。

第10表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

(令和3年職員給与等実態調査)

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	257			230	1	1	5	5	5	7	3
医療職給料表(2)	10				10						
医療職給料表(3)	6				6						
高等学校等教育職給料表	310	14	294	2							
中学校小学校教育職給料表	461		460		1						
行政職給料表(2)	46	1	45								
合計	1,090										
60歳	393										
61歳	290										
62歳	203										
63歳	120										
64歳	84										

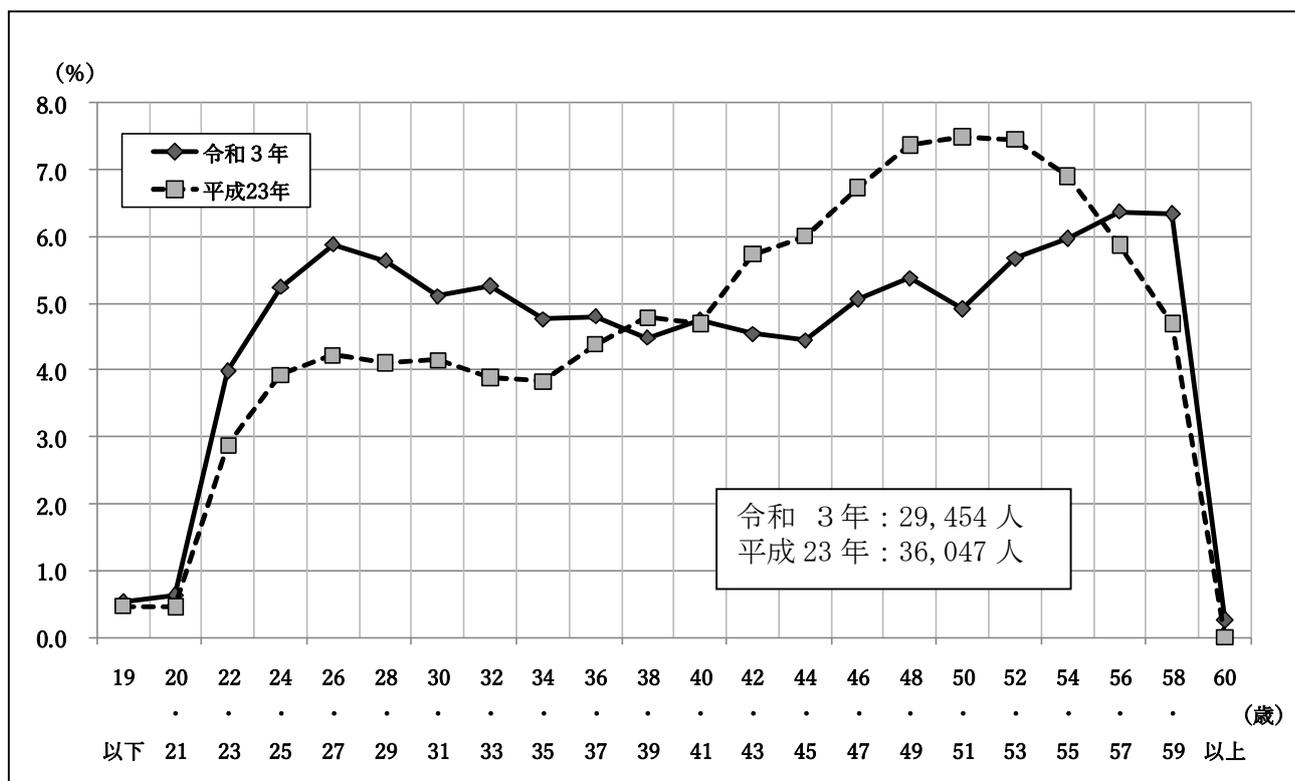
(注) 該当人員のいる給料表、級のみ掲載した。(下表について同じ。)

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5
		人	人	人	人	人
行政職給料表	37			30	7	
高等学校等教育職給料表	302	1	301			
中学校小学校教育職給料表	57		57			
公安職給料表	51				40	11
行政職給料表(2)	3	3				
合計	450					
60歳	94					
61歳	64					
62歳	90					
63歳	99					
64歳	103					

第11表 年齢階層別人員構成比（全職員）（令和3年と平成23年との比較）

（令和3年職員給与等実態調査）



## 2 民間給与関係資料

### 令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### (1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職県職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### (2) 調査機関

人事院及び都道府県、政令指定都市等の人事委員会

#### (3) 調査の範囲

##### ア 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,668事業所

##### イ 調査対象職種

行政職相当職種22職種及びその他の職種32職種の合計54職種

#### (4) 調査対象の抽出

##### ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を組織、規模及び産業により32層（静岡市9層、浜松市9層、政令市以外14層）に区分し、各層から444事業所を無作為に抽出して、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第12表のとおりである。

##### イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(5) 集 計

ア 調査実人員

初任給関係 1,066 人（行政職に相当する調査実人員 1,057 人）、初任給関係以外の調査職種 17,917 人（行政職に相当する調査実人員 17,357 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、108,451 人であり、行政職に相当するものは 101,540 人である。）

イ 復 元

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 12 表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和 3 年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産 業	静 岡 県						全 国 (参 考)					
	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計	380	70	41	61	150	58	9,583	1,627	1,179	1,192	3,899	1,686
農業、林業、漁業	2	0	0	0	1	1	28	0	1	0	12	15
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	18	1	3	1	5	8	763	106	84	75	259	239
製造業	213	29	30	35	87	32	4,311	558	549	571	1,892	741
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	55	12	5	9	20	9	1,706	338	230	212	646	280
卸売業、小売業	24	5	0	6	11	2	764	98	106	138	325	97
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	18	7	1	4	6	0	365	158	67	40	89	11
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	50	16	2	6	20	6	1,646	369	142	156	676	303

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が 11 所、調査不能の事業所が 53 所あった。
- 2 調査対象事業所 444 所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 11 所を除いた 433 所に占める調査完了事業所 380 所の割合（調査完了率）は、87.8%
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第13表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和3年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関 係	新卒事務員	大学院修士課程修了	234,602	241,549	* 222,244	—
		大 学 卒	206,262	210,792	200,375	210,300
		短 大 卒	* 177,264	* 172,536	* 165,503	* 200,000
		高 校 卒	172,806	168,065	176,689	177,164
	新卒技術者	大学院修士課程修了	234,539	235,333	229,803	240,737
		大 学 卒	209,161	209,400	208,126	214,890
		短 大 卒	194,500	* 180,519	* 197,911	* 164,999
		高 校 卒	175,883	171,331	178,473	177,741
	新卒事務員・技術者計	大学院修士課程修了	234,556	236,858	226,785	240,737
		大 学 卒	207,439	210,203	203,274	212,672
		短 大 卒	195,223	* 174,131	192,159	* 192,814
		高 校 卒	174,178	169,287	177,647	177,405
その他	新卒研究員	大 学 卒	—	—	—	—
	新卒高等学校教諭	大 学 卒	—	—	—	—

(注) 1 「\*」は、調査実人員が10人以下であることを示す。

2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者へのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する給与を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第14表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和3年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額		(A) - (B)	備考		
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)				
	人	歳	円	円	円			
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	22	53.4	811,077	295	810,782	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任 者を除く。)	
	大学卒	15	53.0	835,399	0	835,399		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	6	54.6	795,729	815	794,914		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	工場長	22	51.2	726,211	618	725,593		構成員50人以上の工場の 長(取締役兼任者を除 く。)
	大学卒	19	50.4	740,022	0	740,022		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	2	58.0	706,066	5,699	700,367		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	事務部長	545	52.7	629,911	3,021	626,890	2課以上又は構成員20人 以上の部の長、職能資格 等が同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)	
	大学卒	406	52.4	639,354	3,480	635,874		
	短大卒	37	52.5	612,824	2,226	610,598		
	高校卒	102	54.1	598,241	1,467	596,774		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部長	285	53.1	647,147	3,485	643,662		同 上
	大学卒	193	52.7	665,564	2,718	662,846		
	短大卒	25	53.4	612,125	9,365	602,760		
	高校卒	64	53.7	608,806	3,576	605,230		
	中学卒	3	57.3	603,587	0	603,587		
	事務部次長	185	52.1	579,892	1,802	578,090	上記部長に事故等のあるとき の職務代行者、職能資格等が 同等と認められる部の次長及 び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	
	大学卒	132	51.6	591,507	2,085	589,422		
	短大卒	14	51.6	537,356	171	537,185		
	高校卒	39	53.4	560,902	1,507	559,395		
	中学卒	-	-	-	-	-		
	技術部次長	179	52.1	612,142	4,434	607,708	同 上	
	大学卒	125	52.2	629,446	5,027	624,419		
短大卒	9	51.3	635,658	10,350	625,308			
高校卒	45	52.0	553,576	1,154	552,422			
中学卒	-	-	-	-	-			
事務課長	1,201	49.5	544,452	7,167	537,285	2係以上又は構成員10人 以上の課の長、職能資格 等が同等と認められる課 の長及び課長級専門職		
大学卒	824	48.6	550,481	8,013	542,468			
短大卒	113	50.5	551,473	4,419	547,054			
高校卒	260	51.3	523,726	6,133	517,593			
中学卒	4	53.0	509,797	0	509,797			
技術課長	897	49.7	552,601	10,213	542,388	同 上		
大学卒	533	49.1	561,889	7,266	554,623			
短大卒	87	49.5	540,353	16,638	523,715			
高校卒	277	50.8	539,811	13,432	526,379			
中学卒	-	-	-	-	-			

(注) 「\*」は、調査実人員が1人であることを示す。(以下本表において同じ。)

「中間職(部長-課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう(以下2から4において同じ。)

## (令和3年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	577	47.9	526,978	43,221	483,757	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大学卒	377	46.6	520,179	42,962	477,217	
	短大卒	59	47.5	486,472	42,256	444,216	
	高校卒	141	51.2	559,126	44,208	514,918	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	427	49.4	531,752	36,827	494,925	
	大学卒	305	48.3	535,167	32,106	503,061	
	短大卒	26	53.2	543,232	58,907	484,325	
	高校卒	95	52.3	514,129	47,453	466,676	
	中学卒	*	*	*	*	*	
	事務係長	1,270	45.8	444,656	53,346	391,310	
	大学卒	782	44.7	456,716	62,230	394,486	
	短大卒	158	46.8	413,877	40,327	373,550	
	高校卒	328	48.0	430,566	38,352	392,214	
	中学卒	2	46.1	424,751	101,092	323,659	
	技術係長	1,051	45.5	513,186	89,827	423,359	
	大学卒	642	44.4	531,401	99,024	432,377	
	短大卒	103	47.2	463,346	60,669	402,677	
	高校卒	297	48.5	469,656	69,200	400,456	
	中学卒	9	51.7	621,831	142,564	479,267	
	事務主任	1,007	43.4	386,385	42,054	344,331	
	大学卒	520	41.1	386,415	41,133	345,282	
	短大卒	126	46.2	378,481	38,055	340,426	
	高校卒	358	45.5	389,077	44,373	344,704	
	中学卒	3	46.1	357,114	48,525	308,589	
	技術主任	1,080	41.6	435,016	44,435	390,581	
	大学卒	537	39.7	450,364	40,847	409,517	
	短大卒	119	43.0	415,192	50,731	364,461	
高校卒	408	44.9	408,591	49,371	359,220		
中学卒	16	50.4	475,295	62,918	412,377		
事務係員	4,861	38.8	322,910	33,661	289,249		
大学卒	2,526	35.9	332,029	38,583	293,446		
短大卒	676	43.2	318,295	25,788	292,507		
高校卒	1,637	41.5	310,017	28,969	281,048		
中学卒	22	47.2	295,434	28,535	266,899		
技術係員	3,748	34.0	338,208	50,212	287,996		
大学卒	1,996	31.6	343,885	52,416	291,469		
短大卒	398	35.8	324,686	45,552	279,134		
高校卒	1,326	37.3	332,064	47,842	284,222		
中学卒	28	49.0	350,326	41,735	308,591		

(注) 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。  
「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう（以下2から4において同じ。）。

2 企業規模 500 人以上

(令和 3 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
	人	歳	円	円	円		
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	19	53.9	840,583	336	840,247	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 ( 社 ) の 長 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )
	大 学 卒	13	53.4	872,095	0	872,095	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	6	54.6	795,729	815	794,914	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	工 場 長	18	52.4	752,297	0	752,297	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )
	大 学 卒	16	52.3	780,897	0	780,897	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	*	*	*	*	*	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事 務 部 長	343	52.7	671,864	1,330	670,534	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 、 職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 ( 取 締 役 兼 任 者 を 除 く 。 )
	大 学 卒	269	52.6	678,011	1,526	676,485	
	短 大 卒	21	52.3	667,679	306	667,373	
	高 校 卒	53	53.6	644,259	791	643,468	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 長	199	53.5	687,697	2,104	685,593	同 上
	大 学 卒	144	53.4	708,017	2,492	705,525	
	短 大 卒	16	53.9	622,994	2,580	620,414	
	高 校 卒	38	53.8	650,323	414	649,909	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事 務 部 次 長	130	52.8	615,274	810	614,464	上 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 、 職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 ( 部 長 - 課 長 間 )
	大 学 卒	93	52.3	626,755	327	626,428	
	短 大 卒	10	52.9	570,179	242	569,937	
	高 校 卒	27	54.0	598,887	2,215	596,672	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技 術 部 次 長	126	52.7	641,190	5,408	635,782	同 上
	大 学 卒	96	53.0	650,655	6,084	644,571	
短 大 卒	6	51.0	674,464	11,122	663,342		
高 校 卒	24	52.0	587,181	345	586,836		
中 学 卒	-	-	-	-	-		
事 務 課 長	799	49.6	578,417	5,841	572,576	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 、 職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職	
大 学 卒	569	48.7	580,264	5,980	574,284		
短 大 卒	78	50.8	574,818	5,664	569,154		
高 校 卒	150	51.7	575,397	5,568	569,829		
中 学 卒	2	54.6	508,942	0	508,942		
技 術 課 長	653	49.8	578,966	8,001	570,965	同 上	
大 学 卒	407	49.4	587,150	5,194	581,956		
短 大 卒	53	49.1	583,475	19,127	564,348		
高 校 卒	193	50.9	561,597	10,262	551,335		
中 学 卒	-	-	-	-	-		

## (令和3年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	394	47.7	575,409	55,826	519,583	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上  係の長及び係長級専門職  同 上  係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	265	46.3	560,950	53,332	507,618	
	短 大 卒	35	46.1	543,783	72,169	471,614	
	高 校 卒	94	51.4	619,380	55,811	563,569	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	359	49.9	551,812	37,086	514,726	
	大 学 卒	268	48.8	550,931	33,368	517,563	
	短 大 卒	19	54.7	567,336	61,919	505,417	
	高 校 卒	71	53.1	549,341	44,581	504,760	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務係長	825	46.5	469,268	53,609	415,659	
	大 学 卒	499	45.3	479,022	60,809	418,213	
	短 大 卒	100	46.9	438,289	43,379	394,910	
	高 校 卒	226	48.9	462,068	42,884	419,184	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術係長	829	45.5	530,492	95,334	435,158	
	大 学 卒	539	44.5	544,578	103,361	441,217	
	短 大 卒	73	47.6	477,811	59,439	418,372	
	高 校 卒	208	48.7	492,556	75,805	416,751	
	中 学 卒	9	51.7	621,831	142,564	479,267	
	事務主任	619	44.0	416,133	48,121	368,012	
	大 学 卒	306	41.7	418,281	47,333	370,948	
	短 大 卒	87	46.0	394,420	40,266	354,154	
	高 校 卒	224	45.8	421,339	51,941	369,398	
	中 学 卒	2	51.5	385,748	21,775	363,973	
	技術主任	719	41.4	451,807	43,389	408,418	
	大 学 卒	371	39.6	462,851	38,131	424,720	
	短 大 卒	50	41.9	447,093	46,612	400,481	
	高 校 卒	287	45.2	426,586	53,270	373,316	
	中 学 卒	11	50.9	524,765	81,774	442,991	
事務係員	2,857	39.0	337,875	33,818	304,057		
大 学 卒	1,524	35.4	338,462	35,883	302,579		
短 大 卒	392	43.7	336,892	28,393	308,499		
高 校 卒	928	43.1	337,814	32,892	304,922		
中 学 卒	13	50.2	299,273	26,977	272,296		
技術係員	2,599	33.8	344,136	52,338	291,798		
大 学 卒	1,407	31.3	349,761	54,541	295,220		
短 大 卒	249	35.5	328,461	46,461	282,000		
高 校 卒	926	37.4	337,916	49,982	287,934		
中 学 卒	17	50.6	381,764	54,220	327,544		

3 企業規模 100 人以上 500 人未満

(令和 3 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
	人	歳	円	円	円	
支 店 長	3	49.5	600,131	0	600,131	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
大 学 卒	2	51.0	629,147	0	629,147	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	4	47.2	638,368	2,700	635,668	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
大 学 卒	3	43.1	580,890	0	580,890	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 部 長	181	52.8	566,672	5,754	560,918	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長、職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 及 び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)
大 学 卒	122	52.1	574,699	7,301	567,398	
短 大 卒	14	53.3	522,643	439	522,204	
高 校 卒	45	54.8	553,550	2,403	551,147	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 長	65	52.5	559,502	3,576	555,926	同 上
大 学 卒	36	51.3	554,806	880	553,926	
短 大 卒	7	53.3	554,498	2,172	552,326	
高 校 卒	20	53.8	559,704	9,176	550,528	
中 学 卒	2	58.4	650,147	0	650,147	
事 務 部 次 長	48	50.7	507,216	4,327	502,889	上 記 部 長 に 事 故 等 の ある と き の 職 務 代 行 者、職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 及 び 部 次 長 級 専 門 職 中 間 職 (部 長 - 課 長 間)
大 学 卒	32	50.3	524,256	6,647	517,609	
短 大 卒	4	48.4	457,656	0	457,656	
高 校 卒	12	52.1	479,975	0	479,975	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技 術 部 次 長	47	50.5	519,232	1,373	517,859	同 上
大 学 卒	25	48.8	526,075	116	525,959	
短 大 卒	2	52.7	488,807	8,862	479,945	
高 校 卒	20	52.3	513,580	2,262	511,318	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事 務 課 長	374	49.4	479,947	10,044	469,903	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長、職 能 資 格 等 が 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 及 び 課 長 級 専 門 職
大 学 卒	237	48.8	491,949	12,759	479,190	
短 大 卒	34	49.8	485,668	897	484,771	
高 校 卒	101	50.6	449,424	6,987	442,437	
中 学 卒	2	51.1	510,819	0	510,819	
技 術 課 長	199	49.2	476,667	14,758	461,909	同 上
大 学 卒	102	48.3	475,394	12,807	462,587	
短 大 卒	31	50.1	467,402	13,641	453,761	
高 校 卒	66	50.2	482,708	18,142	464,566	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

## (令和3年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	178	48.2	439,394	21,440	417,954	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上  係の長及び係長級専門職  同 上  係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	110	47.0	443,521	23,869	419,652	
	短 大 卒	23	49.1	415,417	5,634	409,783	
	高 校 卒	45	50.5	442,651	24,288	418,363	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	60	45.8	407,297	38,341	368,956	
	大 学 卒	31	43.5	411,612	25,339	386,273	
	短 大 卒	7	46.3	429,397	44,687	384,710	
	高 校 卒	22	49.4	394,459	58,232	336,227	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	385	44.6	411,586	57,896	353,690	
	大 学 卒	250	43.8	429,457	69,919	359,538	
	短 大 卒	54	46.5	374,801	36,045	338,756	
	高 校 卒	80	46.1	374,944	30,866	344,078	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	151	45.1	399,375	52,837	346,538	
	大 学 卒	73	42.6	397,769	57,717	340,052	
	短 大 卒	18	45.0	403,543	58,501	345,042	
	高 校 卒	60	48.4	400,306	45,038	355,268	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	327	42.6	352,733	35,075	317,658	
	大 学 卒	188	40.0	353,224	34,994	318,230	
	短 大 卒	30	46.5	356,551	36,069	320,482	
	高 校 卒	108	45.4	351,402	34,303	317,099	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	268	42.1	371,686	49,789	321,897	
	大 学 卒	131	40.3	384,750	56,920	327,830	
	短 大 卒	51	44.8	377,461	53,752	323,709	
高 校 卒	83	43.3	347,136	36,387	310,749		
中 学 卒	3	49.5	324,644	5,575	319,069		
事務係員	1,704	38.0	299,595	35,927	263,668		
大 学 卒	894	36.7	323,195	46,664	276,531		
短 大 卒	234	42.0	280,224	20,395	259,829		
高 校 卒	568	38.7	266,264	23,363	242,901		
中 学 卒	8	39.3	287,317	37,311	250,006		
技術係員	884	34.4	313,681	41,595	272,086		
大 学 卒	476	33.0	314,575	41,570	273,005		
短 大 卒	113	35.4	312,151	42,710	269,441		
高 校 卒	290	36.3	313,278	41,643	271,635		
中 学 卒	5	41.0	271,233	14,324	256,909		

4 企業規模 50 人以上 100 人未満

(令和 3 年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和 3 年 4 月分平均支給額			備 考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員 50 人以上の支店 (社)の長(取締役兼任 者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒 中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員 50 人以上の工場の 長(取締役兼任者を除 く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒 中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部長	21	52.1	543,680	4,440	539,240	2 課以上又は構成員 20 人 以上の部の長、職能資格 等が同等と認められる部 の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除 く。)
大 学 卒	15	52.1	563,001	1,191	561,810	
短 大 卒	2	45.8	534,384	63,852	470,532	
高 校 卒 中 学 卒	4 -	53.8 -	487,641 -	15 -	487,626 -	
技術部長	21	49.9	541,742	21,212	520,530	同 上
大 学 卒	13	49.2	527,650	14,201	513,449	
短 大 卒	2	43.2	725,145	182,335	542,810	
高 校 卒 中 学 卒	6 -	52.9 -	530,437 -	0 -	530,437 -	
事務部次長	7	50.3	521,300	0	521,300	上記部長に事故等のある ときの職務代行者、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職 中間職(部長一課長間)
大 学 卒	7	50.3	521,300	0	521,300	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒 中 学 卒	- -	- -	- -	- -	- -	
技術部次長	6	47.5	510,375	145	510,230	同 上
大 学 卒	4	48.4	589,812	217	589,595	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒 中 学 卒	* -	* -	* -	* -	* -	
事務課長	28	45.9	409,713	6,850	402,863	2 係以上又は構成員 10 人 以上の課の長、職能資格 等が同等と認められる課 の長及び課長級専門職
大 学 卒	18	43.1	391,568	7,231	384,337	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒 中 学 卒	9 -	50.5 -	440,659 -	6,537 -	434,122 -	
技術課長	45	49.9	480,821	29,629	451,192	同 上
大 学 卒	24	48.4	472,114	26,708	445,406	
短 大 卒	3	51.6	453,828	0	453,828	
高 校 卒 中 学 卒	18 -	51.1 -	498,887 -	41,643 -	457,244 -	

## (令和3年職種別民間給与実態調査)

職 種 名	調 査 実 人 員	平均 年 齢	令和3年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	5	54.6	453,663	0	453,663	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間） 同 上  係の長及び係長級専門職  同 上  係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	2	51.9	421,603	0	421,603	
	短 大 卒	*	*	*	*	*	
	高 校 卒	2	56.4	483,890	0	483,890	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	8	46.8	426,051	1,981	424,070	
	大 学 卒	6	45.6	406,840	0	406,840	
	短 大 卒	-	-	-	-	-	
	高 校 卒	2	54.8	554,904	15,269	539,635	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	60	45.8	365,846	24,963	340,883	
	大 学 卒	33	44.2	379,563	23,399	356,164	
	短 大 卒	4	50.1	339,469	21,298	318,171	
	高 校 卒	22	47.1	350,110	25,474	324,636	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術係長	71	46.0	396,830	54,619	342,211	
	大 学 卒	30	44.7	395,720	46,967	348,753	
	短 大 卒	12	46.7	425,190	75,286	349,904	
	高 校 卒	29	47.1	387,191	54,558	332,633	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	事務主任	61	43.3	311,334	27,387	283,947	
	大 学 卒	26	42.5	320,928	26,360	294,568	
	短 大 卒	9	46.9	308,116	22,949	285,167	
	高 校 卒	26	43.2	302,066	29,519	272,547	
	中 学 卒	-	-	-	-	-	
	技術主任	93	43.1	359,379	42,559	316,820	
	大 学 卒	35	39.9	378,870	43,871	334,999	
	短 大 卒	18	42.0	371,942	65,738	306,204	
	高 校 卒	38	45.7	342,109	33,996	308,113	
	中 学 卒	2	48.2	310,806	0	310,806	
事務係員	300	39.5	258,433	18,517	239,916		
大 学 卒	108	38.3	281,319	20,823	260,496		
短 大 卒	50	42.4	253,744	17,054	236,690		
高 校 卒	141	39.4	243,059	17,450	225,609		
中 学 卒	*	*	*	*	*		
技術係員	265	37.8	298,031	34,857	263,174		
大 学 卒	113	35.2	311,462	42,706	268,756		
短 大 卒	36	41.5	310,433	41,463	268,970		
高 校 卒	110	38.0	283,352	27,400	255,952		
中 学 卒	6	49.7	288,839	13,443	275,396		

その2 給与比較の対象外職種  
企業規模計

(令和3年職種別民間給与実態調査)

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
技能・ 労務 関係 職種	電話交換手	-	-	-	-	-	見習、外国語の電話交換手 を除く。 業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に 従事している者を除く。
	自家用乗用自動車運転手	4	51.9	516,153	153,145	363,008	
	守衛	14	56.1	414,946	5,978	408,968	
	用務員	*	*	*	*	*	
研 究 関 係 職 種	研究所長	*	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長 (取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	40	49.9	681,856	109	681,747	2室(係)以上又は構成員 7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	26	42.3	445,512	53,485	392,027	構成員3人以上の室(係) の長
	主任研究員	93	48.7	690,037	51,577	638,460	下記研究員より上位の者(研 究所長の職名を有する者、上記研 究部(課)長及び研究室(係) 長を除く。)
	研究員	136	38.0	462,331	65,186	397,145	
	研究補助員	6	40.3	355,441	37,371	318,070	

## (令和3年職種別民間給与実態調査)

職種名		調査 実人員	平均 年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
				きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
		人	歳	円	円	円		
教育 関係 職種	大学学長・副学長・学部長	9	62.8	694,294	0	694,294		
	大学教授	47	55.7	566,857	0	566,857		
	大学准教授	43	50.4	470,122	0	470,122		
	大学講師	19	42.8	409,953	0	409,953		
	大学助教	21	44.2	432,528	0	432,528		
	高等学校校長	3	57.4	676,786	1,826	674,960		
	高等学校教頭	8	55.3	563,510	4,558	558,952		
	高等学校教諭	89	41.5	423,121	5,500	417,621		
	海 事 関 係 職 種	遠 洋	船長・機関長	-	-	-	-	航行区域に限定のない 総トン数20トン以上の 船舶の乗組員
一等航海士・機関士			-	-	-	-		
二等航海士・機関士			-	-	-	-		
三等航海士・機関士			-	-	-	-		
運航士			-	-	-	-		
甲板長・操機長			-	-	-	-		
甲板手・操機手			-	-	-	-		
甲板員・機関員		-	-	-	-			
近 海		船長・機関長	-	-	-	-	-	北緯63度から南緯11度 の間及び東経94度から 175度間の水域を航行 区域とする総トン数20 トン以上の船舶の乗組員
		一等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
		二等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
		三等航海士・機関士	-	-	-	-	-	
		甲板長・操機長	-	-	-	-	-	
		甲板手・操機手	-	-	-	-	-	
甲板員・機関員		-	-	-	-	-		
沿 海 ・ 平 水	船長・機関長	-	-	-	-	-	港内又は湾内を航行区域 とする総トン数5トン以 上の船舶の乗組員	
	一等航海士・機関士	-	-	-	-	-		
	二等航海士・機関士	-	-	-	-	-		
	三等航海士・機関士	-	-	-	-	-		
	甲板長・操機長	-	-	-	-	-		
	甲板手・操機手	-	-	-	-	-		
甲板員・機関員	-	-	-	-	-			

その3 再雇用者  
企業規模計

(令和3年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務・技術関係職種	支店長・工場長	3	61.4	750,230	0	750,230	その1の1企業規模計の備考欄参照
	60歳	-	-	-	-	-	
	事務・技術部長	52	62.2	580,113	4,207	575,906	
	60歳	12	-	540,908	12,006	528,902	
	事務・技術部次長	13	62.7	596,922	4,325	592,597	
	60歳	3	-	726,312	0	726,312	
	事務・技術課長	45	62.6	470,544	13,746	456,798	
	60歳	12	-	554,740	19,916	534,824	
	事務・技術課長代理	82	62.9	312,506	42	312,464	
	60歳	11	-	303,585	27	303,558	
	事務・技術係長	47	62.4	268,825	11,450	257,375	
	60歳	9	-	266,466	21,161	245,305	
	事務・技術主任	17	62.4	365,322	17,490	347,832	
	60歳	3	-	382,065	12,576	369,489	
	事務・技術係員	1,016	62.4	269,441	11,919	257,522	
	60歳	222	-	267,387	13,108	254,279	

(参考) 県職員(行政職)と民間従業員の職務の対応

行政職給料表	企業規模500人以上の事業所	企業規模100人以上500人未満の事業所	企業規模50人以上100人未満の事業所
10級	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)		
9級			
8級	課長	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)	支店長、工場長 部長、部次長 中間職(部長-課長間)
7級			
6級	課長代理 中間職(課長-係長間)	課長	課長
5級			
4級	係長	課長代理 中間職(課長-係長間)	課長代理 中間職(課長-係長間)
3級			
2級	主任 中間職(係長-係員間)	主任 中間職(係長-係員間)	主任 中間職(係長-係員間)
1級			
	係員	係員	係員

第 15 表 民間における初任給の改定状況

(令和 3 年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

学歴・企業規模		項目	新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
				増額	据置き	減額	
静岡県	大学卒	計	57.8	(33.0)	(65.6)	(1.4)	42.2
		500人以上	90.1	(37.0)	(63.0)	—	9.9
		100人以上 500人未満	47.6	(28.8)	(68.9)	(2.3)	52.4
		50人以上 100人未満	9.2	(51.2)	(48.8)	—	90.8
	高校卒	計	49.7	(41.1)	(58.9)	—	50.3
		500人以上	72.9	(40.9)	(59.1)	—	27.1
		100人以上 500人未満	41.1	(32.7)	(67.3)	—	58.9
		50人以上 100人未満	17.7	(74.7)	(25.3)	—	82.3
全国	大学卒	計	48.1	(25.3)	(74.2)	(0.5)	51.9
		500人以上	86.7	(29.1)	(70.6)	(0.3)	13.3
		100人以上 500人未満	51.9	(23.6)	(75.6)	(0.8)	48.1
		50人以上 100人未満	22.3	(23.9)	(75.9)	(0.2)	77.7
	高校卒	計	29.2	(29.3)	(70.0)	(0.8)	70.8
		500人以上	53.4	(33.6)	(65.7)	(0.7)	46.6
		100人以上 500人未満	30.4	(25.8)	(73.4)	(0.7)	69.6
		50人以上 100人未満	15.1	(32.7)	(66.4)	(0.9)	84.9

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 ( ) 内は、新規学卒者の採用がある事業所を 100 とした割合である。

なお、小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 とならない場合がある。

第 16 表 民間における家族手当の支給状況

その 1 家族手当の支給状況

(令和 3 年職種別民間給与実態調査)

	家族手当制度がある		家族手当制度がない
		配偶者に家族手当を支給する	
静岡県	81.5%	(80.5%)	18.5%
全 国	74.1%	(74.5%)	25.9%

(注) ( ) 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

その 2 扶養家族の構成別支給月額

(令和 3 年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支 給 月 額	
	静 岡 県	全 国
配偶者のみ	11,677 円	12,713 円
配偶者と子 1 人	17,320 円	19,145 円
配偶者と子 2 人	22,743 円	25,243 円

(注) 配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所を対象とした。

第 17 表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その 1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

(令和 3 年職種別民間給与実態調査)

	在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を支給する		在宅勤務を 実施していない
		在宅勤務手当を 支給する	在宅勤務手当を 支給しない	
静岡県	42.1%	(18.5%)	(81.5%)	57.9%
全 国	49.8%	(23.1%)	(76.9%)	50.2%

(注) ( ) 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その 2 在宅勤務手当の支給の検討状況

(令和 3 年職種別民間給与実態調査)

	検討している	検討していない
静岡県	36.1%	63.9%
全 国	19.9%	80.1%

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第 18 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和 3 年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

企業規模		係 員		課長級		部長級(非役員)	
		一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分	一定率 (額)分	考 課 査定分
静岡県	規模計	50.5	49.5	44.3	55.7	42.3	57.7
	500 人以上	53.8	46.2	42.5	57.5	40.6	59.4
	100 人以上 500 人未満	42.1	57.9	40.4	59.6	38.4	61.6
	50 人以上 100 人未満	61.3	38.7	59.8	40.2	57.7	42.3
全国	規模計	52.6	47.4	48.8	51.2	47.5	52.5
	500 人以上	52.0	48.0	46.1	53.9	45.0	55.0
	100 人以上 500 人未満	51.8	48.2	47.6	52.4	46.5	53.5
	50 人以上 100 人未満	54.2	45.8	52.5	47.5	50.8	49.2

第 19 表 民間における定年制の状況

(令和 3 年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

	定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
		60 歳	61 歳以上	
		静岡県	99.2	
全 国	99.2	82.7	16.4	0.8

- (注) 1 定年制の有無を回答した事業所を 100 とした割合である。  
2 小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、内訳の合計は計と一致しない場合がある。

第 20 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

(令和 3 年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

		給与減額あり		給与減額なし
			60 歳で減額	
静岡県	課長級	64.2	52.8	35.8
	非管理職	68.8	49.9	31.2
全 国	課長級	40.2	26.2	59.8
	非管理職	36.3	24.0	63.7

- (注) 1 「定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む（第 21 表において同じ。）。  
2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を 100 とした割合である。

第 21 表 定年年齢を 60 歳から引き上げた事業所のうち、60 歳で給与を減額している事業所における 60 歳を超える従業員の年間給与水準

(令和 3 年職種別民間給与実態調査)  
(単位：%)

	課長級	非管理職
静岡県	62.3	70.7
全 国	75.4	76.6

- (注) 標準的な常勤従業員が 60 歳になる前に受けていた年間給与水準を 100 とした場合に 60 歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

### 3 生計費関係資料

#### 令和3年4月の標準生計費算定方法

県民一般の標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

#### (1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 … 食料

住居関係費 … 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 … 被服及び履物

雑費Ⅰ … 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ … その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

#### (2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査の静岡市及び浜松市における令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を365日/12≒30.4日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」（総務省）により算出した全国の標準生計費（令和3年4月）に、全国の費目別平均支出金額に対する静岡市及び浜松市における費目別平均支出金額の比率を乗じて算定した。

第 22 表 静岡市及び浜松市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和 3 年 4 月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食料費	28,056	44,970	52,522	60,074	67,626
	31,529	50,536	59,023	67,509	75,996
	(30,060)	(48,180)	(56,270)	(64,360)	(72,460)
住居関係費	37,646	45,839	39,470	33,107	26,743
	36,103	43,960	37,853	31,750	25,647
	(44,700)	(54,430)	(46,870)	(39,310)	(31,750)
被服・履物費	4,608	5,183	6,492	7,801	9,111
	4,854	5,460	6,839	8,218	9,599
	(5,160)	(5,800)	(7,270)	(8,740)	(10,200)
雑費 I	30,628	66,120	81,957	97,795	113,651
	15,308	33,047	40,963	48,878	56,803
	(23,600)	(50,950)	(63,150)	(75,350)	(87,570)
雑費 II	10,435	30,739	30,062	29,385	28,702
	7,706	22,700	22,200	21,700	21,195
	(11,200)	(32,990)	(32,260)	(31,540)	(30,810)
合計	111,373	192,851	210,503	228,162	245,833
	95,500	155,703	166,878	178,055	189,240
	(114,720)	(192,350)	(205,820)	(219,300)	(232,790)

(注) 1 上段は静岡市、中段は浜松市、下段( )内は全国の金額である。

(注) 2 農林漁家世帯を含む勤労者世帯の費目別平均支出金額を算定基礎としている。

第23表 家計指標の推移

項 目		年 月		令和					
		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	2 年		
静岡県	勤労者世帯	平均世帯人員 (人)	3.03	3.17	3.15	3.24	3.33		
		うち平均有業人員 (人)	1.85	1.78	1.81	1.87	1.82		
		実 収 入 (円)	523,683	443,058	853,364	893,774	533,264		
		消費	金 額 (円)	321,215	282,455	245,998	376,854	338,593	
		支出	前年同月比(名目) (%)	12.1	△ 4.6	△ 9.1	26.6	20.0	
	全世帯	平均世帯人員 (人)	2.73	2.84	2.84	2.94	3.01		
		うち平均有業人員 (人)	1.44	1.42	1.42	1.41	1.42		
		消費	金 額 (円)	274,549	240,869	242,395	327,339	303,176	
		支出	前年同月比(名目) (%)	△ 8.6	△ 14.5	△ 2.8	26.9	20.1	
		浜松市	勤労者世帯	平均世帯人員 (人)	3.62	3.71	3.54	3.42	3.48
うち平均有業人員 (人)	1.80			1.84	1.80	1.79	1.84		
実 収 入 (円)	535,813			482,828	800,928	759,753	502,151		
消費	金 額 (円)			423,985	275,554	369,600	254,255	248,484	
支出	前年同月比(名目) (%)			20.9	△ 30.3	28.0	△ 26.4	△ 17.0	
全世帯	平均世帯人員 (人)		2.93	3.00	2.96	2.89	2.95		
	うち平均有業人員 (人)		1.28	1.32	1.31	1.28	1.34		
	消費		金 額 (円)	321,648	244,931	303,381	258,799	281,415	
	支出		前年同月比(名目) (%)	5.4	△ 26.6	11.9	△ 17.4	△ 3.4	
	全国		勤労者世帯	金 額 (円)	303,621	280,883	298,367	288,622	304,458
消費		前年同月比(名目) (%)		△ 9.9	△ 15.5	△ 3.3	△ 10.1	△ 6.5	
支出		前年同月比(実質) (%)		△ 10.0	△ 15.5	△ 3.4	△ 10.4	△ 6.7	
全世帯		消費	金 額 (円)	267,922	252,017	273,699	266,897	276,360	
		支出	前年同月比(名目) (%)	△ 11.0	△ 16.2	△ 1.1	△ 7.3	△ 6.7	

(注) 1 総務省統計局の家計調査による。

2 農林漁家世帯を除く結果表の原則廃止(H20.1～)に伴い、静岡市、浜松市、全国の農林漁家世帯を含む値を記載した。

9 月	1 0 月	1 1 月	1 2 月	令和 3 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月
3.51	3.54	3.41	3.42	3.55	3.50	3.42	3.41	3.35
1.90	1.86	1.90	1.80	1.73	1.77	1.62	1.69	1.72
485,062	540,741	539,963	1,263,388	513,233	561,478	478,352	517,743	459,975
348,690	331,740	326,707	365,543	388,867	292,616	398,550	365,645	292,708
4.7	22.1	△ 8.9	12.1	36.5	15.5	32.5	13.8	3.6
3.11	3.09	3.01	2.97	3.03	3.03	3.06	3.10	3.06
1.48	1.42	1.45	1.36	1.32	1.34	1.29	1.34	1.34
336,636	301,507	294,538	318,484	309,512	262,011	334,962	309,095	278,699
21.1	30.0	4.7	3.9	23.9	13.8	30.6	12.6	15.7
3.48	3.35	3.37	3.47	3.58	3.47	3.56	3.65	3.62
1.86	1.96	1.93	1.87	1.92	1.83	1.86	1.77	1.87
450,925	519,073	486,250	1,355,263	532,618	565,518	648,473	592,239	501,702
288,700	301,800	235,964	309,567	269,109	239,773	369,069	269,895	329,678
△ 6.5	22.6	△ 5.6	△ 3.7	5.8	△ 5.2	9.5	△ 36.3	19.6
3.04	3.00	3.02	3.15	3.24	3.20	3.18	3.23	3.17
1.42	1.47	1.51	1.57	1.58	1.52	1.52	1.48	1.47
280,636	268,256	225,628	281,341	252,559	220,064	291,226	257,403	280,639
△ 1.0	△ 4.7	△ 15.5	△ 10.9	0.9	△ 4.7	△ 3.6	△ 20.0	14.6
304,161	312,334	305,404	333,777	297,629	280,781	344,055	338,638	317,681
△ 7.7	2.3	0.5	△ 3.4	△ 4.8	△ 7.4	6.7	11.5	13.1
△ 7.7	2.8	1.6	△ 2.0	△ 4.1	△ 6.9	6.9	12.1	13.2
269,863	283,508	278,718	315,007	267,760	252,451	309,800	301,043	281,063
△ 10.2	1.4	0.0	△ 2.0	△ 6.8	△ 7.1	6.0	12.4	11.5

## 4 労働経済関係資料

第24表 労働経済指標

項目				年 月	令和 2年 4月	5月	6月	7月	8月		
賃金 (厚生労働省・毎月勤労統計調査)	全産業	静岡県	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	279,804	263,856	271,868	271,269	272,472		
				前年同月比 (%)	0.8	△ 4.3	△ 2.2	△ 2.5	△ 2.0		
			うち 所定内給与	金 額 (円)	256,499	246,972	254,103	251,782	251,905		
				前年同月比 (%)	2.8	△ 0.6	1.3	0.1	0.4		
			一般労働者	金 額 (円)	305,054	295,476	302,173	300,860	301,437		
				前年同月比 (%)※	2.3	△ 0.7	1.0	0.8	0.9		
			うち 所定外給与	金 額 (円)	23,305	16,884	17,765	19,487	20,567		
				前年同月比 (%)※	△ 16.7	△ 37.8	△ 34.0	△ 27.0	△ 23.1		
			一般労働者	金 額 (円)	30,126	21,772	22,792	25,350	26,653		
				前年同月比 (%)※	△ 16.0	△ 37.1	△ 33.9	△ 25.5	△ 22.1		
			全産業	全国	きまって支給する 給 与	金 額 (円)	295,668	287,170	290,945	292,662	291,134
						前年同月比 (%)	△ 1.3	△ 2.6	△ 2.2	△ 1.3	△ 1.6
					うち 所定内給与	金 額 (円)	272,921	268,587	272,241	272,186	269,946
						前年同月比 (%)	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.2	△ 0.4
一般労働者	金 額 (円)	330,328			324,494	327,704	327,570	325,905			
	前年同月比 (%)	△ 0.1			△ 0.2	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7			
うち 所定外給与	金 額 (円)	22,747			18,583	18,704	20,476	21,188			
	前年同月比 (%)	△ 13.0			△ 26.6	△ 25.9	△ 17.5	△ 14.1			
一般労働者	金 額 (円)	29,209			23,692	23,839	26,172	27,070			
	前年同月比 (%)	△ 12.9			△ 26.8	△ 26.2	△ 18.0	△ 14.4			
物 価	消費者物価 指数 (総務省統計局) (H27=100)	静岡市			前年同月比 (%)	0.0	0.0	0.0	0.2	0.3	
		浜松市			前年同月比 (%)	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.2	0.2	0.4	
		全 国			前年同月比 (%)	0.1	0.1	0.1	0.3	0.2	
	国内企業物価指数 (日本銀行) (平成27年=100)				前年同月比 (%)	△ 2.5	△ 2.7	△ 1.6	△ 1.0	△ 0.6	
(厚生労働省・毎月勤労 統計調査) 労働時間	全産業	静岡県	総実労働時間数(時間)	147.8	124.0	139.7	144.4	134.7			
			うち所定外労働時間数(時間)	10.5	7.6	8.2	9.1	9.5			
		全国	総実労働時間数(時間)	143.8	126.9	141.3	145.8	133.7			
			うち所定外労働時間数(時間)	10.5	8.6	9.3	10.3	9.9			
雇用・その他	有効求人倍率 (厚生労働省) 季節調整値	静岡県	(新規学卒者を除きパートタイムを含む) (倍)	1.14	1.05	0.99	0.94	0.91			
		全 国	(新規学卒者を除きパートタイムを含む) (倍)	1.30	1.18	1.12	1.09	1.05			
	完全失業率 (総務省・ 労働力調査) 季節調整値	東海地域	四半期 平均 (%)	2.2				2.6			
		全 国	月 別 (%)	2.6	2.8	2.8	2.9	3.0			

- (注) 1 賃金、労働時間は、事業所規模30人以上の数値である。  
2 賃金の前年同月比(%)は、指数(平成27年=100)によるものである。ただし、※欄は実数値比による。  
3 完全失業率(東海地域)は、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県である。

9月	10月	11月	12月	令和 3年 1月	2月	3月	4月	5月
272,743	273,831	277,934	276,016	277,348	276,840	279,472	283,652	277,581
△ 1.8	△ 2.6	△ 1.3	△ 1.5	△ 1.0	△ 0.4	△ 1.1	1.4	5.2
250,740	250,838	253,177	252,242	253,157	253,291	254,827	258,124	255,013
△ 0.3	△ 1.1	0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.8	△ 0.2	0.7	3.2
299,769	300,715	302,678	302,059	301,467	303,761	305,799	308,150	302,957
△ 0.2	△ 0.7	0.2	0.3	0.1	1.5	0.3	1.0	2.5
22,003	22,993	24,757	23,774	24,191	23,549	24,645	25,528	22,568
△ 15.8	△ 17.1	△ 12.9	△ 12.4	△ 9.4	△ 12.0	△ 8.9	9.5	33.7
28,613	30,104	32,312	30,970	30,968	30,561	32,023	32,993	28,733
△ 14.8	△ 15.6	△ 11.7	△ 11.0	△ 9.0	△ 11.8	△ 8.9	9.5	32.0
292,878	296,294	294,168	294,981	293,031	292,791	297,340	300,317	294,857
△ 1.0	△ 0.7	△ 1.2	△ 0.7	0.0	△ 0.3	1.1	1.6	2.6
271,743	273,816	271,143	271,852	270,026	269,868	273,650	275,920	272,097
0.0	0.3	△ 0.3	0.1	0.4	0.3	1.5	1.1	1.4
328,370	330,297	328,396	328,843	327,081	327,614	330,839	331,496	327,471
△ 0.3	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2	0.0	0.2	0.7	0.4	0.9
21,135	22,478	23,025	23,129	23,005	22,923	23,690	24,397	22,760
△ 12.6	△ 11.6	△ 10.8	△ 8.5	△ 4.3	△ 6.5	△ 2.9	7.3	22.5
27,121	28,865	29,700	29,701	29,599	29,660	30,489	31,284	29,107
△ 12.6	△ 11.7	△ 10.7	△ 8.6	△ 4.3	△ 6.4	△ 3.3	7.1	22.9
0.2	△ 0.4	△ 1.3	△ 1.6	△ 1.1	△ 1.0	△ 0.7	△ 1.1	△ 0.6
0.3	△ 0.1	△ 0.6	△ 0.9	△ 0.3	0.1	0.2	0.4	0.7
0.0	△ 0.4	△ 0.9	△ 1.2	△ 0.6	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.4	△ 0.1
△ 0.8	△ 2.1	△ 2.3	△ 2.0	△ 1.5	△ 0.6	1.2	3.8	5.1
143.3	149.2	149.3	143.9	136.2	139.8	144.6	151.8	137.1
10.4	10.6	11.2	11.0	10.9	10.5	11.5	11.9	10.3
140.6	147.4	143.4	142.3	135.1	135.4	145.1	150.4	136.0
10.7	11.3	11.4	11.5	11.0	11.1	12.0	12.1	11.1
0.91	0.92	0.93	0.92	0.98	1.00	1.01	1.01	1.08
1.04	1.04	1.05	1.05	1.10	1.09	1.10	1.09	1.09
		2.6			2.6		2.6	
3.0	3.1	3.0	3.0	2.9	2.9	2.6	2.8	3.0

## 5 本県職員の給与水準関係資料

国家公務員と地方公務員の基本給である平均給料月額を基に給与水準を比較したラスパイレス指数は、令和2年4月1日現在、本県は、第25表のとおり102.4で全国第2位となっている。しかしながら、第26表のとおり、諸手当を加えた平均給与月額においては全国第11位にある。

第25表 ラスパイレス指数の全国順位

(総務省 令和2年地方公務員給与実態調査結果)

順位	団体名	平均年齢(歳)	ラスパイレス指数
1	愛知県	41.7	102.5
2	静岡県	42.5	102.4
3	神奈川県	43.2	101.9
4	埼玉県	42.3	101.4
4	三重県	44.5	101.4
6	広島県	43.8	101.2
参考	国	43.2	100.0

(注) ラスパイレス指数は、次ページの説明を参照

第26表 平均給与月額による全国順位

(総務省 令和2年地方公務員給与実態調査結果)

順位	団体名	平均年齢(歳)	平均給与月額
1	東京都	41.8	396,539円
2	神奈川県	43.2	389,783円
3	兵庫県	43.9	384,358円
4	愛知県	41.7	380,638円
5	大阪府	42.3	379,587円
⋮	⋮	⋮	⋮
11	静岡県	42.5	370,233円
参考	国	43.2	408,868円

第27表 平均給与月額の状況

(総務省 令和2年地方公務員給与実態調査結果)

団体	静岡県	国
平均年齢	42.5歳	43.2歳
平均給与月額	370,233円	408,868円
平均給料月額	332,700円	327,564円
諸手当	37,533円	81,304円
地域手当	13,600円	43,534円
その他手当	23,933円	37,770円

(注) 1 平均給与月額とは、給料月額と月ごとに支払われる地域手当や扶養手当などの諸手当の額を合計したものである。

2 諸手当のうち地域手当は、東京都の特別区の20%を最大に、地域によって支給率が異なり(20~0%)、本県は県内については一律3.7%を支給している。

3 その他手当には扶養手当、住居手当、管理職手当等が含まれる(所定外給与である時間外勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。)

(ラスパイレス指数の課題)

ラスパイレス指数は、地方公共団体における学歴、経験年数区別の平均給料月額を算定し、各区分に該当する国の職員数を乗じて得た総和を、国の実俸給総額で除して得た指数である。したがって、国と地方の学歴別、経験年数別職員構成の違いや、人材登用の考え方などにより、ラスパイレス指数は影響を受けるものである。

学歴別 経験年数	国家公務員			地方公務員			
	職員数 a	平均俸給月額 b	総額 a×b	平均給料月額 c	総額 a×c	職員数 d	総額 c×d
～5年	30人	30万円	900万円	34万円	1,020万円	30人	1,020万円
～10年	40人	40万円	1,600万円	40万円	1,600万円	50人	2,000万円
～15年	30人	50万円	1,500万円	47万円	1,410万円	20人	940万円
計	100人	40万円	4,000万円	40.3万円	4,030万円	100人	3,960万円

ラスパイレス指数  $4,030/4,000 \times 100 = 100.75$

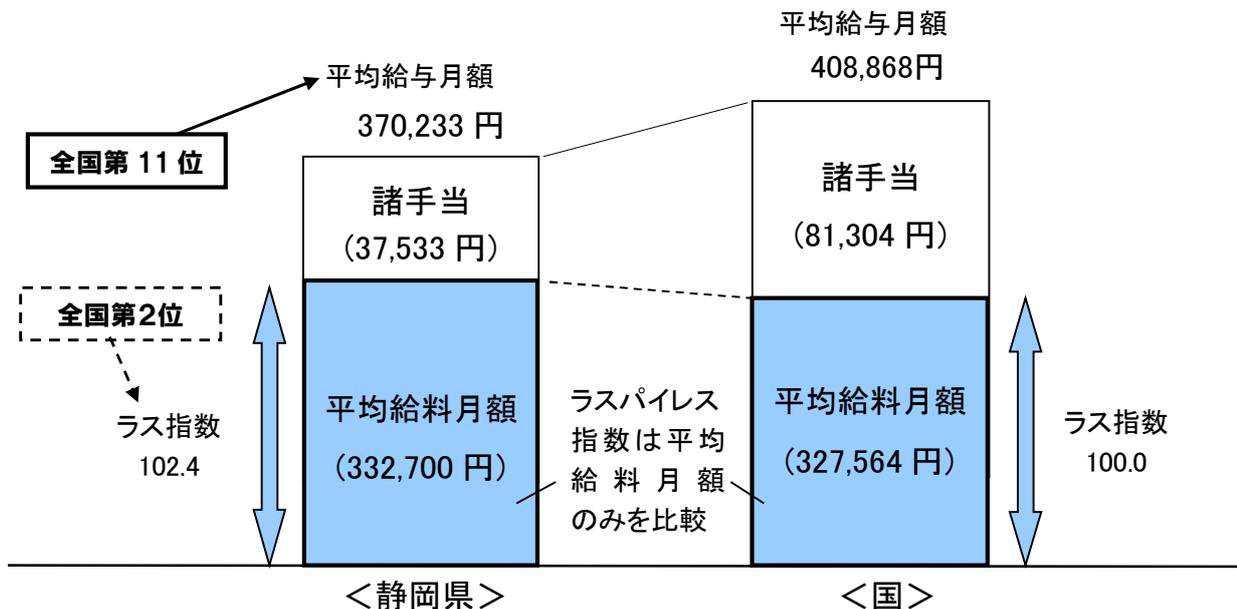
実際の支給総額

このほか、次のような事項が課題として挙げられる。

- ・地方公共団体は全職員を対象としているが、国は事務次官や局長などの指定職を外して比較している。
- ・基本給のみの比較であり、地域手当や国の本府省業務調整手当など毎月支給される諸手当は含まれていない。

このようなことから、国や他の地方公共団体の職員との給与水準の比較を行う場合は、ラスパイレス指数だけでなく、諸手当を含めた平均給与月額によって比較することも必要である。

(諸手当を含めた給与比較のイメージ)



## 6 人事院勧告の概要

### 【給与勧告の骨子】

#### ○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ（△0.15月分） ～

#### I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

#### II 民間給与との比較に基づく給与改定等

##### 1 民間給与との比較

約 11,800 民間事業所の約 45 万人の個人別給与を調査（完了率 82.7%）

〈月例給〉 公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○民間給与との較差 △ 19円（0.00%）

[行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153円 平均年齢 43.0歳]

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○民間の支給割合 4.32月 [公務の支給月数 4.45月]

##### 2 給与改定の内容と考え方

〈月例給〉

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

〈ボーナス〉

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45月分→4.30月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和3年度 期末手当	1.275月（支給済み）	1.125月（現行 1.275月）
勤勉手当	0.95月（支給済み）	0.95月（改定なし）
4年度 期末手当	1.20月	1.20月
以降 勤勉手当	0.95月	0.95月

#### [実施時期]

法律の公布日

### 3 その他の取組

#### (1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

#### (2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

#### (3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

### 4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

## 【公務員人事管理に関する報告の骨子】

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

### 1 人材の確保及び育成

#### 【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

#### 【対応】

#### (1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

#### (2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

#### (3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

#### (4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

#### (5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力のかん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

### 2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

#### 【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

#### 【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

### 3 良好な勤務環境の整備

#### 【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

#### 【対応】

#### (1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

#### (2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

**(3) ハラスメントの防止**

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

**(4) 心の健康づくりの推進等**

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

**4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進**

**【課題】**

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

**【対応】**

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援